

会 議 録

会議名	令和6年度第3回苅田町環境審議会(次期ごみ処理方式)			
開催日時	令和6年9月26日(木)	開会	13時30分	
		閉会	14時40分	
開催場所	苅田町役場 4階 401会議室			
会議次第	1 開会 2 委嘱状交付 3 会長あいさつ 4 議事(質疑応答) 5 次回の進行について 6 閉会			
公開・非公開の別	公開		傍聴者数	0 人
委員出欠状況 (全10名)	会長	高見 徹	有識者	出席
	副会長	辻井 麻衣子	有識者	出席
	委員	末石 伸二	町議会議員	出席
	委員	白石 学	町議会議員	出席
	委員	中村 祐司	関係行政機関	欠席
	委員	江藤 拓也	関係行政機関	出席
	委員	永嶋 恭博	関係行政機関	出席
	委員	梅田 俊明	区長連合会	出席
	委員	野田 嘉雄	商工会議所	欠席
	委員	松岡 麻利子	一般公募	出席
事務局	環境課長 笠本 祐司			
	環境課副課長 内山 昌彦			
	環境課 廃棄物対策担当 川上 卓己			
	環境課 廃棄物対策担当 藤岡 良成			
	環境課 廃棄物対策担当 宮野 秀哉			
配布資料	1. 次第 2. 説明資料(パワーポイント資料) 3. 委員名簿(~R8.10.5)			

令和6年度第3回荻田町環境審議会(R6.9.26) 会議録

発言者	発言内容
笠本課長	お揃いになりましたので、ただいまより令和6年度第3回荻田町環境審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変暑い中、またお忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。司会・進行をさせていただきます。環境課長の笠本です。よろしくお願いいたします。 なお、本日の開催にあたりまして、中村委員様と、野田委員様からは所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、本日2人の委員さんが欠席となっております。 あわせて本審議会の傍聴につきましては、9月13日から24日までの期間、荻田町のホームページで告知し、希望者を募集しましたが、申し込みはございませんでした。 続きまして資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしている資料は、会議次第、パワーポイントの説明資料、審議会委員名簿になります。資料はお揃いでしょうか。(挙手等なし)はい。 それでは次第に従いまして、まず「委嘱状の交付」を行います。委嘱状につきましては、あらかじめ皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認いただきたいと思います。 現在の任期が10月5日で満了することになりますので、新たに令和8年10月5日までの2年間、委員をお願いするものでございます。皆様には継続審議中である点を踏まえ、再任をお願いしましたところ、快くお引き受けくださり、誠にありがとうございます。 また、現在の任期が満了することに伴い、次期の会長及び副会長を選出する必要があります。「荻田町環境審議会条例」第5条に会長及び副会長は委員の互選によって定めると規定されております。現在審議中であることと、委員の皆様に変更がない点を踏まえ、事務局より現在の高見会長及び辻井副会長に引き続き会長・副会長職をお願いすることをご提案させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。(委員より「なし。」の声) ありがとうございます。それでは引き続き高見会長、辻井副会長にお願いしたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、次第の3.「会長挨拶」。高見会長よりご挨拶をお願い致します。
高見会長	西日本工業大学の高見です。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また審議中ということで、この審議会の会長を引き続き拝命致しましたので、お役に立てるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、これまで2回行ってきた荻田町の「次期ごみ処理方式について」という荻田町長からの諮問についての第3回目の審議ということになります。 次期ごみ処理方式については、第2回目においてその方式を決定したということですが、今回については、前回皆様からいただいた質疑や意見に対する事務局からの回答。それと、今後の具体的な取り組みについて、諸条件の確認をしたいと思います。皆様の忌憚ないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
笠本課長	はい。ありがとうございました。 続きまして次第の4.「議事」ということで、ここから議事進行は高見会

	長にお願いします。よろしくお願いいたします。
高見会長	それでは本日の審議に入ります。これまでと同様にまず事務局から資料にしたがって説明をいただきたいと思います。その後質疑応答の時間を設けます。質問等はそのときにお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。
内山副課長	それでは事務局より資料に沿ってご説明させていただきます。環境課副課長の内山です。どうぞよろしくお願いいたします。前回と同様、前方のスクリーンにお手元のパワーポイント資料を映しておりますので、基本的には前方スクリーンをご覧いただければと思います。早速始めさせていただきます。 PowerPoint 資料 P1 本日は第3回目の審議となります。今回も前回皆様からいただいたご質問、ご意見について、事務局の回答を再度整理いたしましたので、まずはその点をご説明させていただきます。 そして、今回の議題となる今後の具体的な取り組みについては、①現施設の安定操業によるごみ処理体制の維持、②北九州市へごみ処理を依頼する上での条件の確認、の2点について詳しくご説明したいと思います。 PowerPoint 資料 P2 まず前回のまとめです。最適な次期ごみ処理方式として、北九州市へごみ処理を依頼する、広域処理を行うという前提のもと、町単独で中継施設を新設するという結論になりました。 事務局としては最大の懸念材料であるエコプラントの操業停止というリスクを回避するためにも、早期の事業者着手に大きなメリットがあると考えております。 PowerPoint 資料 P3 前回、皆様から多くのご質問をいただきました。いただいた全14個の質問を事務局で大きく5つの項目に分類しております。 ①現処理施設から新処理施設への移行について、②新処理施設について、③北九州への処理委託について、④北九州市へ持ち込む際の分別について、⑤新方式のSDGsへの貢献度について、の5つです。 まずこの内容について、事務局より再度ご説明させていただきます。 PowerPoint 資料 P4 1つ目の「現処理施設から新処理施設への移行について」に関連して、4つご質問をいただいております。 内容としては、分別施設や粗大ごみ処理施設は今後どうするのか、町民・町内事業者のメリット・デメリットは、エコプラントは切り換えのタイミングまでもつのか、人員は継続して雇用するのか、となります。回答は次のスライド以降に整理しております。 PowerPoint 資料 P5 まず現在のRDF化方式の処理ルートですが、今回の検討対象は、可燃性一般廃棄物としており、現在RDF化施設で処理を行っている可燃ごみの部分となります。茶色い点線で区切っている上の部分が、今回処理方式

内山副課長	を変更することになります。 PowerPoint 資料 P6 そして、前回の審議結果から、現在のエコプラント敷地内に、粗大ごみ処理施設と併存する形で新たに中継施設を建設する予定です。粗大ごみ処理施設についてはそのまま継続して使用する予定です。 PowerPoint 資料 P7 次期ごみ処理方式に切り換えることでの町民・町内事業者のメリット・デメリットについて、新中継施設は現在のエコプラント敷地内に建設を予定していることから、排出者である町民や町内事業者にとって、利便性は変わりません。 また、災害廃棄物などを円滑に処理するという点からも、町内にごみ処理施設を直接搬入できる、貯留できる施設があるということは大きなメリットだと考えております。そのため現状と比較してデメリットはないと考えております。 PowerPoint 資料 P8 次に新中継施設への切り換えのタイミングや、人員の継続雇用についてですが、スライドの左側に現在のRDF化施設、粗大ごみ処理施設、新中継施設の配置図を示しております。 切れ目のないごみ処理を行っていくためには、現在の処理施設はそのまま稼働させつつ、新たな処理施設の建設も同時並行で進めていかなければなりません。幸いにして現在のエコプラント敷地内に新施設の建設地として利用可能なスペースがありますので、そこでの建設作業を行いながら、現存する施設の稼働を継続させていきます。 スライドの右側にはつなぎのイメージということで、現RDF化施設から新中継施設に切り替えるタイミングのイメージを示しています。ケース4、つまり町単独での建設が最も切り換えが早くなるケースですが、その場合でも最低4年間はRDF化施設をもたせなければなりません。 また、人員についても中継施設を新設した場合の維持管理や、後程出てくる「紙ごみ」や「プラごみ」を新たな分別項目とした場合に、粗大ごみ処理施設の維持管理などにより、現状と同じ人員規模が必要になると想定しております。 PowerPoint 資料 P9 2つ目の新処理施設については、3つご質問をいただきました。 新中継施設で採用するコンパクト・コンテナ方式の内容について、処理の過程で臭いは発生しないのか、維持管理費・修繕費は今より高くなるのか、という点です。 PowerPoint 資料 P10 まず、コンパクト・コンテナ方式についてですが、パッカー車で収集したごみを、袋を破らずにそのままコンテナに圧縮して詰め込みます。 ごみが詰め込まれたコンテナは大型車両で北九州市の処理施設に輸送されます。大型車に積みかえることで総合的な輸送費について効率化を図ることができ、輸送回数が減少することから、CO2排出量の抑制にも
-------	---

内山副課長	繋がります。 PowerPoint 資料 P11 臭いの発生については、現在のRDF化施設よりも臭気レベルを低く抑えることができると想定しています。 理由としては中継施設では、ごみ袋を破らずにそのまま圧縮するため、袋を破って破砕する工程や乾燥させるという今のRDF化施設に比べて、においが発生する工程が圧倒的に少なくなるからです。 また、標準的な設備として脱臭設備や集じん設備は必ず設置するので、その点からも周囲への環境負荷はより低くなるものと考えています。 PowerPoint 資料 P12 次に維持管理費・修繕費についても、現施設と比べて低く抑えられるものと想定しています。図の中で上の茶色で囲んだところですが、この部分が可燃性粗大ごみの処理ルートで、苅田町では整備を想定していない部分になります。 粗大ごみについては、現在の粗大ごみ処理施設で継続して処理を行う予定です。苅田町では可燃ごみの処理ルートのための施設を建設する予定ですので、より構造がシンプルな施設となり、維持管理費や修繕費が少額になると考えています。 現在のRDF化施設が持っているような破砕機や乾燥機、成型機というものを設置しない点は、維持管理費や修繕費の面で大きな削減効果を生むと考えています。 PowerPoint 資料 P13 3つ目の北九州市への処理委託については、3つご質問をいただいております。施設更新をする際の費用負担の考え方について、処理費の値上げについて、北九州市の処理施設の余力についてです。 施設更新時の費用負担の考え方や処理費の値上げについては、まだ正式な資料がなく、北九州市側の確認をとることが現時点ではできません。あくまで現在ごみの持ち込みを許可されている市町村から教えていただいた内容を回答することしかできませんので、ご了承ください。 上2つのご質問の回答については、前回お答えした通りとなります。北九州市の1トンあたり処理単価が2万円、別に建設費用や改修費用という名目で負担を求められていないということでした。それは多分うちも同じように扱われると思います。 処理単価の値上げについては、北九州市がそういう意向を持っていて、その協議が行われているということも存じていますけど、実際にいくらになるかというのはまだ協議中らしいです、ということしかわかりません。 PowerPoint 資料 P14 3番目の北九州市の処理施設のキャパについては、次のスライドをご覧ください。 まず、こちらは北九州市の3つの処理施設と近隣自治体の中継施設の位置関係や処理能力を示したものです。 現在、すでにごみを持ち込んでいる行橋市・みやこ町のリレーセンター「みやこ処理場」では、ごみのほとんどを新門司工場へ搬入しています。そのため苅田町のリレーセンターからもそのほとんどを新門司工場へ搬入
-------	---

内山副課長	することが予想されます。 続いて新門司工場の直近の稼働率を見てみたいと思います。 PowerPoint 資料 P15 新門司工場の稼働日数やごみ焼却量は、北九州市のホームページで公開されていますので、そこから事務局において稼働率を算出しました。 令和5年度の新門司工場全体の稼働率は 86.5%となっており、そこに苅田町の年間最大ごみ量の 11,140 トンを加算した場合、93.7%となります。 どれだけ余裕を持たせた数字が北九州市側が考えている稼働率の適正値かというのはわかりませんが、稼働日数にかなりの余裕があって、ある程度稼働率が同じになるように調整している点から、苅田町のごみ量がプラスされる程度では、支障はないのではないかと考えております。 PowerPoint 資料 P16 4つ目の北九州市へ持ち込む際の分別については、2つご質問をいただきました。 次期ごみ処理方式に切り替わった場合に、ごみの分別方法は変わるのか、異物が混入された場合に迷惑をかけることはないのか、です。 PowerPoint 資料 P17 まず分別方法の変更についてですが、北九州市へ処理を委託する際には、現在の燃やせるごみの中から「やわらかいプラスチック類」を新たに分別する必要があります。 現在、プリンの容器よりやわらかいプラスチック製品は燃やせるごみとして分別してもらっています。それを新たな分別項目として追加することになります。これは「プラスチック資源循環促進法」により分別が努力義務となっているためです。これについては次のスライドで詳しく説明します。 また、後程ごみの「減量」の部分で触れますが、燃やせるごみの中で生ごみに次いで2番目に排出量が多い紙ごみを新たな分別項目とすることも今後検討していかなければならないと考えています。 ここでは処理方式が変わるという点から考えれば、プラ容器類の分別が新たに必要になるという点をご理解いただければと思います。 PowerPoint 資料 P18 「プラスチック資源循環促進法」の説明になります。プラスチック類の分別収集については、令和4年4月1日より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により分別の基準を策定し、事前に分別されるように、住民に周知することが市町村の努力義務となっています。 また、その方法については、国が定める指定法人に委託してリサイクルを行うか、市町村が独自で再商品化計画を策定してリサイクルを行うか、を市町村の状況に応じて選択することができるとしています。 PowerPoint 資料 P19 続いて開始時期についてですが、この法律は令和4年4月1日に施行されましたが、実施時期についての具体的な定めはありません。 苅田町では現在のRDF化処理を続ける間、燃料としての熱量の確保で
-------	---

内山副課長	必要なため、分別ができていない状況です。 PowerPoint 資料 P20 RDF化処理を続ける間は実施できないという点ですが、環境省が行った実証・調査事業の報告書の中にその状況が簡潔に表現された部分がありましたので、そのまま抜粋しております。 PowerPoint 資料 P21 茨城県の鹿嶋市という自治体になりますが、最近RDF化処理方式から焼却方式に変更したという状況です。 現在ごみ固形燃料化処理方式を採用し、燃料としての熱量確保のために「やわらかいプラスチック」を燃やすごみとして収集・処理しており、RDF化処理に適さない「かたいプラスチック」は燃えないごみとして収集・処理し、民間施設にて焼却処理を行っているという状況でしたが、焼却施設にすることから、RDF化処理から焼却処理への移行に伴って分別するということになります。 これと同じことが苅田町でも行われるということになります。 PowerPoint 資料 P22 続きまして、異物が混入された場合に北九州市に迷惑をかけることはないのかという点ですが、苅田町で「大型の燃やせないごみ」や「その他の燃やさないごみ」に分類されているものが、北九州市では「燃やせるごみ」に分類されているものがあります。 また、RDF化処理と焼却処理の処理方式の違いや、北九州市の焼却施設の能力が関係していると思われますが、現在行っている町民による「RDF化処理のために適した分別」と収集業者による「収集時により分けて見る、選別する」ということを継続することで、北九州市の焼却処理に適さないごみを事前に除去することができて、ある程度北九州市に持ち込むことがないように、北九州市にご迷惑をかけることがないようにできると考えています。 PowerPoint 資料 P23 最後に「新方式のSDGsへの貢献度について」は、現方式と比較して二酸化炭素の排出量を抑えることができるのか、というご質問をいただきました。 二酸化炭素の排出量については、次期ごみ処理方式に切り替えることで削減できると考えております。 PowerPoint 資料 P24 現処理方式と次期処理方式のCO₂排出量を比較したものになります。 事務局では、令和5年度のごみ排出量で比較した場合、年間で約3,900トンのCO₂が削減できると試算しています。CO₂排出量が大きく削減できるのは、RDF化施設の乾燥工程で使用する灯油が不要になるという部分で削減できると考えています。 また、RDFを燃料として利用した場合と北九州市の焼却施設で燃やした場合のCO₂排出量の違いにも大きな差が出ています。
-------	--

内山副課長	PowerPoint 資料 P25 前のスライドでお示した CO₂排出量の計算式になります。現処理方式を青色、次期処理方式をピンク色で色分けしています。 PowerPoint 資料 P26 参考として、可燃ごみを焼却した際に発生する CO₂排出量の算定方式を示しております。 可燃ごみについては、そのごみの中に含まれる石油が原料となっているプラスチック量に排出係数を掛けることで、その排出量を計算することとなっています。ごみの中の生ごみや紙くずなどを燃やしたときに出る CO₂はもともと空気中から取り込まれたものを再度放出することなので、CO₂の排出量としては算定しないこととなっています。 下半分に苅田町の令和5年度のごみ量からプラスチック量を算出していますが、この量がプラスチックの分別によって減少していけば、北九州市に持ち込んだ際の CO₂の排出量も減らしていくことができると、さらに減量できると考えています。
高見会長	資料は続きますが、ここで一旦区切らせていただきたいと思います。 これまでのご説明は、前回の委員からの質疑・意見に関する事務局からの回答ということでしたが、ここまでにについてご質問やご意見がありましたらお願いします。 (委員からの挙手なし)よろしいですか。 丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございます。では、引き続き資料の説明を事務局よりお願いします。
川上	引き続きご説明させていただきます。廃棄物対策担当の川上と申します。よろしくお願いいたします。 PowerPoint 資料 P27 本日の審議内容に入らせていただきますが、今回は第2回の審議結果を踏まえまして、その実現に向けた今後の具体的な取り組みについてご審議をいただきたいと思いますと考えております。 まず1つ目は、現施設の安定操業(延命化)によるごみ処理体制の維持というものです。中継施設完成までの切れ目のないごみ処理体制の維持を図るために、どのような取り組みを行っていくかということについてご検討いただきたいと思います。 2つ目は、北九州市へごみ処理を依頼する上での条件の確認です。次期ごみ処理方式への円滑な移行を図るために、北九州市へごみ処理を依頼する際にどのような条件があるかということを確認し、本町の現状と比較することで、今後の取り組みを検討していただきたいと思いますと考えております。 PowerPoint 資料 P28 1つ目の現施設の安定操業、延命化によるごみ処理体制の維持につきましては、まず施設の延命化というハード面と、ごみの分別・減量というソフト面、両面からの取り組みが必要になると考えています。 施設の延命化については、大規模改修と小規模修繕という視点から、ごみの分別・減量については正しい分別と減量という視点から考えていきたいと思っております。 まず、事務局の考えを示させていただきますので、後程ご意見がある場

川上	合は忌憚のないご意見をいただければと思います。 PowerPoint 資料 P29 まず、処理施設の延命化の「大規模改修」につきましては、次期ごみ処理方式が、現在のRDF化方式とは違った方式になる予定ですので、コスト面から考えて実施することは難しいと考えております。 また、そもそも業者が不在であることから、技術的にも大規模改修は不可能な状況です。 続いて、小規模修繕については、コストを最低限に抑えつつ、計画的な修繕を繰り返しながら機能維持を図っていく必要があると考えています。 「あと何年持たせることができれば良い」というような目標が早く立てられれば、それだけコストを削減した修繕計画を立てることが可能になります。事務局が想定した最短のケース、資料の下半分の部分になりますが、最短のケースでも令和11年度からの切り換えとなっておりますので、後4年間はRDF化施設を維持する必要があります。引き続き全力で取り組んでいきたいと考えております。 PowerPoint 資料 P30 次に、ごみの正しい分別については、家庭系ごみ、事業系ごみ同様に継続的な情報提供と普及啓発を行っていく必要があります。 資料の右側に4年程前に燃やせるごみの中に金属の塊が混入されていたという事案がありましたので、町政だよりで注意喚起を行っております。その記事を抜粋しておりますが、記事にもあるように今ある設備を大切に使うっていくためにも町民・事業者の協力が必要不可欠となります。 また、事業系ごみの部分については、定期的にエコプラント搬入時の荷物検査を強化していくことでも効果があると考えております。 PowerPoint 資料 P31 次に、一番大きな部分のごみの減量についてですが、主に①そもそもごみの排出量を減らすという「排出抑制の推進」、②資源ごみとして取り出せるものを分別するという「リサイクルの推進」、この2つの手法で取り組むことが効果的だと考えております。 まず1つ目、そもそものごみ排出量を減らすための取り組みについてですが、家庭でできる食材の3切り運動や食品ロス削減の推進、多量にごみを出す事業者に対して、あらかじめ減量に関する計画書を作成させる多量排出事業者制度の導入などが考えられます。 また、減量に最も効果的な「ごみの有料化」については、この審議会で平成27年に答申をいただきましたが、未実施のままとなっておりますので、再度実施を検討していきたいと考えております。 PowerPoint 資料 P32 少し「ごみ有料化」についてご説明をさせていただきたいと思いますが、本町では、平成27年11月に早急にごみ有料化を実施すべきであるとの答申を本環境審議会よりいただいております。 その答申の中で、「ごみ有料化」とは、町が一般廃棄物、ごみ処理について全て税金で支出していた経費の一部を排出者、つまり住民の方から手数料として徴収することとしており、その徴収方法については、ごみ袋を有料化することで行うということをご想定しております。
----	---

川上	単にごみ袋の作成費用や配送費用等のみをごみ袋料金として徴収するのは、「ごみ有料化」には当たりません。 ごみ処理経費の一部をごみ袋料金に上乗せして徴収することが、「ごみ処理有料化」であり、答申や今回新しく作成しました「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の中での「ごみ有料化」というのは、「ごみ処理有料化」ということを指しております。 あくまで「ごみ処理の手数料」が上乗せされないと、ごみの有料化にはあたらないという考え方です。 PowerPoint 資料 P33 続きまして、リサイクルの推進については、燃やせるごみの中から資源ごみとして取り出せるものを分別するという取り組みになります。 大きく2つの品目を想定しています。1つ目は先ほどご説明しましたプラスチック類です。『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』を作成する際に行った町民アンケートの結果を(資料に)付けております。アンケートでは85%以上の町民の方がプラスチックごみについては分別ができる、というふうに回答いただいておりますので、プラスチックごみについては取り組みやすいものかなと考えております。 2つ目については、燃やせるごみの中から生ごみに次いで2番目の排出量となっている紙ごみを取り出すという取り組みになります。排出量自体が多いため、取り組むことで、燃やせるごみ全体の減量に大きな効果があると考えています。具体的には、専用の回収袋であったり、収集日を特別に設けることなどを検討していきたいと考えております。 ごみの減量化を図ることで、北九州市に持ち込む際の様々な経費、北九州市に継続して持ち込んで行く際の処理経費についてもより安く抑えられるものと考えています。 PowerPoint 資料 P34 続いて大きな項目の2番目、北九州市へごみ処理を依頼する上での条件の確認になります。 資料には直方市が受け入れを継続した際に北九州市が発表した報告資料を付けております。こちらに北九州市の考え方が示されておりますので、原文のまま抜粋しております。赤い下線を引いた部分になりますが、「受け入れにあたっては、基本協定を締結し、次の三原則に適合していることを毎年度確認した上で、単年度の委託契約を締結している」ということになります。 その三原則については、①本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと、②本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること、③本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること、ということになります。本市という部分は北九州市とお読み替えください。 PowerPoint 資料 P35 その三原則の中身についてですが、まず1つ目の北九州市のごみ処理に支障が生じるものでないこと、こちらについては事務局として2つの条件を整理しております。この部分については、現在北九州市に搬入を許可されている市町村の状況ですとか、聞き取った内容等を事務局で整理したものといたします。
----	--

川上	(1)の受入予定量が北九州市施設の処理能力の範囲内という点については、先ほどご紹介した新門司工場の稼働率、こちらの方からある程度の余裕があるのではないかとということで、見通しを立てております。 (2)のコンパクト・コンテナ方式の中継施設を整備し、搬送回数の削減を図るという件については、コンパクト・コンテナ方式の紹介をさせていただいた先ほどのスライド(No.10～12)の部分と、「北九州市の処理施設と近隣の中継施設」(No.14)という部分で解説をさせていただいております。こちらについても問題なく、中継施設が早期に建設することができれば、クリアできるものと考えております。 PowerPoint 資料 P36 2つ目の北九州市と同等またはそれ以上のリサイクル・減量努力を実施していることについてなんですが、北九州市と苅田町の家庭から出るごみ量、1人1日当たりの量を比較してみると、真ん中の赤の部分になりますが、可燃ごみにはそれほど大きな差はないことがわかります。 先程の減量の取り組みにもありましたプラスチック類と紙ごみを資源ごみとして燃やせるごみから取り出すことで、さらに北九州市レベルに近づけることが可能ではないかと考えております。 ただし、粗大ごみにつきましては、オレンジで囲んだ部分ですが、1人当たりの排出量にかなり大きな差が出ておりますので、これから何らかの減量策を検討する必要があるのではないかと考えております。実際に苅田町の家庭から出るごみ量につきましては、近年減少傾向にありますますが、北九州市と比較すると、さらなるごみの減量努力が必要になるということがわかります。 PowerPoint 資料 P37 参考資料としまして、先ほど出ました1人1日当たりのごみ量について、苅田町と北九州市で用いている数値が違っているという説明をつけております。 北九州市では主に一般家庭から出るごみの量を用いて目標値を定めております。苅田町については、『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』の中で、一般家庭から出るごみ量プラス事業所から出るごみ量についても加味したものを用いている、というかたちになります。 苅田町と北九州市で若干計画に用いる数値に違いが出ておりますので、違う点を合わせるかたちで前のスライドについては整理しております。 PowerPoint 資料 P38 次のスライドから参考といたしまして、北九州市が取り組んでいるごみ減量の取り組みです。 先ほど出た家庭から出るごみの量につきましては、北九州市があと目標値まで約30グラムの減量が必要ということになっておりますので、それが「いちご約1個分の重さ」に相当するということから、いちご1個分を削減しましょうというごみ減量大作戦を行っています。 先ほどプラスチックの分別の話も出たんですが、北九州市は先んじて令和5年10月から指定袋を設ける形で分別を実施しております。こちらはすでに始まっている取り組みになります。
----	--

川上	PowerPoint 資料 P39 同じく生ごみの水切りであったり、プラスチックの分別というところ。 PowerPoint 資料 P40 そして、紙ごみの分別です。北九州市のごみ組成の中にもかなり多くの紙ごみが入っているということから、そのような取り組みをされていらっしゃると思います。 PowerPoint 資料 P41 また、マイボトルの利用、また全体的なプラスチック量を減らすということから、詰め替えボトル対応商品の利用を呼び掛けるということで、取り組みを行っていらっしゃると思います。 PowerPoint 資料 P42 3つ目の一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていることについてですが、まず北九州市を中心として、人口減少や少子高齢社会に対応する活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを目的とした「北九州市都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に苅田町は当初から参画をしております。 そのビジョンの中では、真ん中の方で示させていただいておりますが、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」という大きな3つの柱をもとに連携を模索しております。 一般廃棄物の受け入れについては、右側の「生活関連機能サービスの向上」という政策分野の1つとして、既に3市5町が協力関係を築いている状況にあります。苅田町についても、その枠組みの中に入れていただきたいということで、今回検討させていただいております。 PowerPoint 資料 P43 また最近の取り組みになりますが、同じ「生活関連機能サービスの向上」という政策分野の中で、水道用水の供給に関しては、既に北九州市と協力関係を築くことができっております。令和6年5月1日に「北九州市水道用水供給に関する基本協定」を締結し、水道用水の供給に向けて協力関係を築いていくということになっております。 こういった点からも③の信義、信頼関係は成り立っているものと考えております。そのため、北九州市が設けている三原則については、これから取り組みを進めることでクリアできるものと事務局としては考えております。 PowerPoint 資料 P44 最後に、まとめとなりますが、北九州市で処理委託を行うために、まずハード面的なエコプラントの機能維持を図りつつ、新中継施設の建設を可能な限り早くやっていきたいと考えております。 それと並行して、分別ルールを変更し、プラスチック類と紙類を燃やせるごみの中から取り出し、新たな分別収集項目に設定をします。 以上の取り組みを同時並行で行っていくことで、短期間でかつ低コストなごみ処理方式の移行が図れるものと事務局としては考えております。事務局の説明としては以上になります。
----	--

高見会長	はい。ありがとうございます。 それでは、ただいま、今後の具体的な取り組み、諸条件の確認というご説明についてのご質問、ご意見がありましたらお願いします。 はい。梅田委員、どうぞお願いします。
梅田委員	梅田といいます。前半部分のですね、新門司工場に3つの焼却炉がございますが、これの稼働率で現状80何%とか出ていますけど、実績として大きなトラブルがもしあった事例があるなら、ちょっと教えていただきたいということ。 それと2つ目はですね、新しいごみの分別を、当然ごみ袋、分別するためのごみ袋も、これも変わってくると思うんです。その計画については、いつ頃というふうに考えていますか。
高見会長	ただいまの2つのご質問ですけど、ご回答をお願いします。
内山副課長	回答させていただきます。 新門司工場でトラブルがあったかという部分については、もう新聞等が出る分しか把握はしていないんですけど、(北九州市内に)3つ工場がある中で1つ火災が起きたりしているっていうのは把握しています。それでも他のところに取り回したりして、北九州市内のごみを処理しないとかがよそで処理したとかいうことがないっていうのは存じております。
梅田委員	これなぜかという、苅田町がもしそこに入った場合に稼働率が93%になるでしょ。そうすると、過去にそういうトラブル事例があった時に100%オーバーした場合、受け入れに影響が出てくるかどうかということですよ。
内山副課長	お答えします。各工場の稼働率というのを見た時に、稼働している日数が365日24時間運転とはしてなくて、もう200何十日っていう形で定期点検を入れるような形で、だいぶ点検等、余力を残している状態で稼働しているということが公表されている資料から読み取れます。 実際に公式的なお話というのが、まだ北九州市さんに決めていないからご回答はいただけないし、聞けないような状況なんですけど、今うちが年間1万トンで北九州市さんのごみの全体の量から比べて(僅か)、あと今、ごみがうちも減量できているんですけど、北九州市さんも減量できて、他の市町村もごみが減っていることを考えると、余力の幅も、隙間が増えていく、そこに苅田町の部分が入っても、問題は特段生じないと思うところまでしかわかりません。 可能性のお話をすると、地震が来たり、台風で施設が全部壊れてしまったとかいうことになれば、それは当然うちもできないし、よそもっていうことになると思いますけど。その時は民間会社だったり、そういうところに、今エコプラントでうちが駄目になった場合も、今、まず第一は北九州市さんをお願いするというのが一番にあるんですけど、そういった形で北九州市さんがもし駄目になって、福岡市さんが良ければ、福岡市さんと協定を結んでいるのは存じているので、そういうのがもし駄目になれば県内でどこかっていうことは、北九州市さんを中心に処理を考えていただける枠組みに入る、というふうに処理施設としての考え方は思っています。工場の方については、それでよろしいでしょうか。(梅田委員「はい。」) あと、新しく処理方式が変わった場合に、分別も変わるので、袋が変わるのではないかとということになれば、当然袋を変える時期がその時に必要になると考えています。 今のところ(令和)11年から処理施設ができるというところであれば、そこまでには必ず変えたいと思っていますし、事前に収集や分別を変える

内山副課長	ことによってごみを減らせるということであれば、もう取り組みを同時進行で新しい処理方式が決まった後に、そういったものについても議論をすべきと考えていますので、その時までに合わせてするようにと考えています。
梅田委員	ごみの分別方式が変わってですね、町民が実際に分別に今より手がかかるような分別方式になる場合が、もしあればですね、その辺は町民に理解を求めるといことなんでしょうけど。その辺はどうですかね。
内山副課長	お答えします。町民の負担になるかと言ったときに、今、燃やせるごみと粗大ごみと資源ごみというような、大きく分けてそのような書き方をしているんですけど、そこについても、収集日についても、燃やせるごみを週2回、缶・びん・ペットボトルについては週1回、粗大ごみは月に1回というようなかたちにしています。 それにプラスアルファ、法律のことから、リサイクルのそういう容器包装のプラスチックのっていう、法律上の分別はもう日本全国どこでもしなくちゃいけないのを、今うちはRDFだったのでできていないで、やりたくてもできないっていうのが、日本全国やっているようなことは皆さんに増えるので、プラスチックの分別自体は増えます。 (梅田委員:増えますよね。) はい。そこはもう、日本国民として、「してください」という形で負担が増えるのはお伝えするようなかたちになります。 もう1点、紙ごみについて、うちの『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』を作るときに組成調査を家庭ごみの分についてしたときに、生ごみが30%ぐらい、紙ごみが30%ぐらい、プラスチック類が30%ぐらいという調査結果だったので、今、生ごみの分と紙ごみの分とプラスチックの分とで30、30、30ってなっている分、プラスチックの分は法律で分別ができて再資源化できると。 北九州市さんとか他の市町村についても紙ごみについては分別してリサイクルに回しているの、うちも北九州市さんに持っていくのであれば、相手方がそこまで言うかっていうことになるでしょうけど、同様の減量に取り組むことっていうところにお話をするとときに自らやらなくてはいけないんじゃないかということで、今回、紙ごみについても分別を提案するようなかたちで、袋を別に作って、収集日も別に作ってというのは町民に説明をして、分別をしていただくということなんです。 今やっている以上に2つは分別することについて負担が増えますけど、しっかり説明をして、その効果は絶大に絶対出ると思いますので、SDGsにも繋がりますし、脱炭素にも繋がりますし、ということで、ご説明をしてご負担をいただくっていうのは、日本が全国的に取り組むことをしていくということでさせていただこうと思っています。 (梅田委員:はい、わかりました。)
高見会長	はい。では、白石委員よろしくお願いします。
白石委員	今のと関係があるんですけども、分別ですね、アンケートでは85%以上の人が、プラスチック類は分別できるということを言われてるんですけども、プラスチックを分けて、紙も分けて、今までとは違うということで、分別の仕方がわからないという方もいると思うんですね。 特に区に入っていない方への周知とか、外国人の方とか高齢者の方ですね、そういった方への周知の方法というのはしっかりしないとかなかなかできないと思うんですけども、そこらあたりのお考えはどうなんですか。
内山副課長	はい、お答えします。

内山副課長	周知徹底については、LINE とかのアプリを使って、町のホームページにも既に掲載していて、自治会に入っていらない方に広報誌が伝わらないとか、そういうのもホームページとかを見ていただいたら分別の一覧表みたいなものをページ数に関係なく、どんどん追加していくので、そういうきめ細かいことができるようにと思ってホームページを強化すること。 それと LINE とかで収集日について、他の市町村がお知らせしているようなシステムがあるので、うちもそれを今導入しまして、登録していただけたら、「明日、燃やせるごみと粗大ごみの日ですよ。」というのがお知らせできるような機能を収集日ごとに前日の夕方を送るとかいうのができるようにしているのを、色々と機能を増強するような形で、分別についてもその部分で質問すれば答えられるように、あと音声とかで、チャットというか、文章で入力すると「このごみは何ですか？」っていうのに答えられるようなことを考えていますので、そうすることによって、今度は日本人だけで日本語だけで伝えるっていうのができているとは思っているんですが。では、うちで外国人の方とかに知らせたいというのが、そういう SNS とかホームページに載せておくと、翻訳機能が使えるということでそこで周知ができるということで、そういった対応にも使えると思います。そういう SNS とかを強化して、全国的にそういうのを今、どこの市町村も広げていっている過渡期ですんで、先行事例を参考にして、そういう周知についても減量についても分別についても、そういうことを丁寧に行っていきたいなと思っています。
白石委員	それはわかります。SNS、LINE でもですね。 私が幸町ですので、水曜日がごみの日ですとか、粗大ごみはいつですよというようなことは皆さんも程度わかっているんですけども、どうしてもひとり住まいの高齢者とかですね、そういった SNS を見られない方とかですね、これは議会でも問題になるんですけども、そういった方へのきめ細かな周知の方法というのがですね、SNS が見られる、ほとんどの人は見られるからいいと思うんですけど、やはり中にはそれがわからないで、新しい分別方法になったときにはですね、やっぱり皆さんに協力して分別し直すようなことが今までもあったのでですね。 そこらあたりがちょっと心配なのと、今言ったようにプラスチックと紙をまた収集日は別にするっていった場合にですね、今まで週2回だったのを新たにその収集を週に何回か、月に何回するのかといったこともあると思いますので、やっぱりちょっと混乱するんじゃないかと思うんですが。
笠本課長	今、白石委員からご指摘がありましたけども、また新たな分別収集になったときにはですね、我々もなるべく住民の方に丁寧な説明は、説明会等を開いて説明をさせていただきたいと思います。 今、分別方法を案内している冊子等がありますが、それが変わりましたら、またポスティング等ということで各家庭に配って、なるべく丁寧な形では対応したいと考えております。 あと、実際私たち現在でもほぼ毎日、住民の方からこれはどうやって出したらいいんだということで電話でかなりご相談がありますので、住民の方もこういう暑い日が続く中でやっぱりきちっと対応しないといけないというような意識はかなり高く持たれているかと思しますので、なるべく丁寧な私たちで対応していきたいと考えております。以上です。 (白石委員:はい。)
高見会長	その他ありますか。では、松岡委員どうぞ。

松岡委員	今のごみですね、分別周知の方法について、私も今1つ疑問に思ったのは、スマートフォンを持っておられない方、持っておられても、使用法のわからない方、特にご高齢の方が多のかなとは思いますが、持っても見られない方、そういう方にやっぱりきめ細かな周知の仕方は検討していただきたいって思うのが本音です。 それともう1つがですね、私の周りでよく耳にするのが、今ごみ袋を4種類配布されていますよね。でもその大きさがかなり大きいと、一人暮らしだったらあんなに大きなごみ袋はいらないと、ごみ袋がごみになっている現状があるっていうのを結構耳にするんですよ。 うちも実際そうなんです。あれだけ毎回毎回ごみ袋をいただいても、まあ、全部使うことはまずないですし、ほんの一部しか使わない。ペットボトルだとか、資源ごみっていうのは、数枚しかいないんですね。だからごみ袋がごみになっている現状と、あとごみ(の量)がですね、そんなに大量に毎回出ないですよ。だから心ある方は、本当にペットボトルとか缶の排出をですね、いっぱいになるまでごみ袋を家に置いとく。だから、紙ごみでもそうですけど、1週間に2回の収集日に出さない、1週間に1回も出さないとかいう方も結構おられるですよ。ごみがたまるまで待ってから出す。生ごみはそんなに置けませんけど、でもそういう方が結構おられます。もしもですね、ごみ袋を検討なさる時期が来ましたら、大中小をせめて、大きさを変えていただけたらとか、その所帯に合った、見合うごみ袋の大きさを選べるようにしていただけたらと思います。以上です。
高見会長	ただいまの件については、ご返答がありましたらお願いします。
内山副課長	今のはご提案と思って、こちらで考えようと思っている部分で、現状で私達がこれが答えですっていうことはちょっと申し上げようがないんですけど。 今おっしゃっていただいたように、ごみを出す人が袋のサイズを選択できるようにしたいと考えています。もう、欲しい分だけ購入されとか、サイズについてもおっきいのがいない人、重たいものを、ビンとかをたくさん大きな袋なんていないと思うようなやつは、作らないようにすれば、ごみにならなくて済むとかいうのも、色々よその部分を検討して、うちに見合ったそういう制度を設計しようと考えています。 先ほど言われてまた重複になるんですけど、SNSがわからない方、スマートフォンがない方についても、電話とか、あと収集して現地に行った時に集めてもらったりとかいうのもあって、収集業者たちからアクションするときもシールで「これは違いますよ。こちらで出してください」とかいうのを丁寧にするように伝えてはいるんですけど、それがちょっとまだ雑だなと思うのでそこをきめ細かく、そうすると今度、収集時間が長かかってしまって経費がかかってしまうというのがあるんですけど、そのことを費用対効果がちゃんと出るようなかたちで対応できるようにということを検討すべきだなっていうふうに今思っていますので、その2点で、あと今言っていたことについては、こちらでまたそういうときがきましたら検討しますので、またその時はよろしくお願いします。
高見会長	はい。よろしいですか。(松岡委員:ありがとうございます。) ほか、それでは末石委員お願いします。
末石委員	すみません。ちょっと言われたかもしれませんが、ちょっと確認なんですけども、エコプラントにトラックとかで個人的なもの(ごみ)を持ち込んで、お金を払って、重量を測って差し引きでやっているんですけど、あの仕組みはどうなるんですか？

内山副課長	お答えします。その仕組みは変わらないようなかたちで、住民が持ち込めるように計上して、その分だけは料金をいただくというかたちは変わらないです。 ただ今度、料金的にそれで見合うのかって言うのは、またそこは議論になると思うんですけど、またそこは勉強して、苅田町がリレーセンターを町内に作るっていう提案をするようなかたちで、苅田町に施設があるっていうことで住民が町内にごみを捨てに行けることがメリットだというお話をしたんですけど。もし、これが行橋にある行橋・みやこのリレーセンターと一緒にということになったら、私たちが町内の鳥越に出していたのが、行橋の遠いところまで運んでいかなきゃいけないっていうのがデメリットで、すぐ1時間以内に出して帰ってこられたのが2時間かかるとか、そういうことをしなくて済むというのがメリットだと思うので、町内でごみを出してお金を払ってという持ち込み場所としては、今と変わらず、処理方式が変わっても受け取りができるようなかたちになります。 (末石委員:じゃあ、仕組みとしては変わらないということですか?) 変わらないです。処理方式が変わるだけで、直接搬入できるという点は変わらないです。 (末石委員:はい。わかりました。)
高見会長	他にございませんか。はい。では、もう一度。白石委員お願いします。
白石委員	施設の延命化の件ですけども、継続年数を早期に定めてと書いてありますけども、令和11年度からのスタートができれば一番いいと思うんですけども。万が一のこともあると思うんですけど、今の施設の延命化は、4年とか5年と書いていますけども、想定としてはいつまでを考えているのでしょうか?
内山副課長	お答えします。令和11年までは、あと5年は大丈夫というような形で、今の修繕計画を立てています。それが早期にわかれば、またその追加っていうことを考えていかなきゃいけないと思うんですけど、これからの交渉で北九州市さんの状況に応じて、建設着工がいつできるかっていうのが、もし(令和)16年だと言われたら、あと10年もたせなくちゃいけないっていう計画のもとに令和14年とかに修繕するのがもったいないというおかしなことになってしまうので、そうならないように計画をその時その時に合わせて変えていこうと思っています。 結局、修繕したくても修繕できないような基幹的な設備もあるので、そこが駄目になった時については、延命せずに他に民間にお金が高くなるけど出すとかいうのを建設するよりも高くなるっていうのは、そこはまた検討はするんですけど、一応5年はもつようなかたちで今は運転をしているので、(令和)11年に切り替えるとなっている分について、もし(令和)12年でも大丈夫なようなかたちには今のところ計画ではしています。 これがまた(令和)13年ってなれば、ちょっと変わるっていうぐらいです。大きく変わるとなれば、今言ったように、またちょっと違う方法を考えるような選択肢も出るのかなと思っています。
白石委員	万が一火災とか、さっきスライドにあった金属物とか入ってきた場合に故障とか考えられますよね。そういったときの対応がその小規模な修繕では、対応できないっていうな場合はもうよそに持っていく?
内山副課長	そうですね。数年前にエコプラントで火事が発生したことがあります。その時に21日間止まりました。その稼働してないとき、北九州市さんをはじめ近隣市町村に処理をお願いしています。その時民間会社にも頼んでいます。その時は莫大な経費がかかります。今のエコプラント以上に。そうい

内山副課長	った状況になります。 今、もしうちが地震とかで施設が壊れてしまった、もし、火事になってしまった、機械が壊れてしまった、ってなったときには、復旧するまでに、21日間までだったら持つと思います。21日間以上だともちませんので、その時はもうよそに頼まないといけないっていう費用が発生すると思っているので、それも第1候補としては北九州市さんに事前にそういうのがあったときにはお願いしますという話はしています。 だから、そういうかたちになると思っています。(令和)11年に、もし正式にならなくなった場合についても、まず北九州市さんでもどうですかっというお話をします。全量受け取れないってなれば、一部でも取っていただいて、一部は民間とかそういうようなかたちで併用していくことになります。 もし、明日にでもうちのエコプラントが壊れてしまったとなれば、明日からでも北九州市さんをお願いしに行くってことが始まります。そうならないように日々の修繕については、5年先を見てやっているの、(令和)11年までを持つようなかたちでの整備と必要以上の整備をしなくていいようにというのは、一応そこをめどには、やらせていただいています。以上です。 (白石委員:はい。わかりました。)
高見会長	はい。他にありますか。(挙手なし)よろしいですか。はい。 では、議論も尽きたようですので。今回は、第2回で決定した町単独による中継施設の新設、北九州市への処理委託が最適であるという結論を踏まえてですね、今後の具体的な取り組みについて、確認を行ったところですよ。 事務局からありましたように、その内容としてはハード面とソフト面の取り組みが必要ということで、ハード面については先ほどからご質問がありましたように、新中継施設完成までに処理体制を維持するという必要性から現施設の計画的な維持管理、これが必要であるということですね。 それとソフト面では次期処理方式に円滑に移行するためにごみの分別・減量を行う必要があると。その中には分別の徹底という町民の取り組みやその取り組みを行うために、その分別方法についての町民へのきめ細やかな周知方法の検討が重要であるということでした。 加えてもちろん、北九州市との信頼関係のある連携が大切であるということだったと思います。それらを踏まえてですね、次期処理方式への移行を進めていただきたいというふうに思います。 このようにですね、前回の審議で処理方式を決めて、今回で今後取り組むべき方向性のある程度示すことができました。ご意見もないようですので、大半の審議を尽くしたものと思います。従って、今回までの審議内容をまとめて11月18日を最終回として、答申書を町長にお渡しするという運びにさせていただきたいと思いますが、その点についてご異論ございませんでしょうか。(委員より異論なし)よろしいですか。はい。 では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。事務局においても手続き上の問題等はありませんか。(事務局:問題なし。) はい、ありがとうございます。それでは次回11月18日に答申書を町長にお渡しすべく準備を進めさせていただきたいと思います。というわけで今回の審議は以上になります。事務局に進行をお返ししたいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
笠本課長	高見会長ありがとうございました。それでは引き続き次第の5というこ

笠本課長	とで、「次回の進行」について、ご説明させていただきます。 答申作成についてなんですけれども、前方のスクリーンをご覧ください。先ほどご了承いただきましたが、本日の第3回目をもちまして、次期ごみ処理方式に関する審議は終了とさせていただきます。 そのため当初ですね、10月中にもう1回、もし審議等が必要であればということで予備日を設定しておりましたが、そちらは実施せずに11月18日を第4回目、最終回として答申をいただくことになります。 まず答申案については、会長及び事務局において作成させていただきたいと思います。右の答申案作成ということで、3週間程度の期間を考えております。答申案が出来上がりましたら、委員の皆様意見聴取を行い、そこでの意見を反映いたしまして、最終答申を作成したいと考えております。(期間は)この下の10月21日から11月1日の2週間程度を考えております。 本審議会において、先程、次期ごみ処理方式については「町単独での中継施設の新設、北九州市への処理委託」という方針が決定したところでございますけれども、現時点では、まだ北九州市さんに対してまだ正式に申し込んでおりませんし、苅田町のごみの受け入れについてご了承をいただいているわけではございませんので、今後、苅田町の意向を伝えた上で交渉していくことになります。 答申案につきましては、その辺りを踏まえたかたちでの内容を考えていると思っておりますので、その辺りをご理解いただきたいと思います。 先ほど出ましたように何年後に北九州市に持っていけるのか、とかですね、北九州さんの受け入れ条件というのはある程度少し話はしているんですけど、まだ正式に申し込んではいないものですから、11月18日の答申を町長にお渡し頂いた後に正式に申し込みたいと考えております。その後はなるべく我々が考えたようなスケジュールに持っていけるように全力で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 最終答申につきましては、11月18日の第4回目で、皆様からご了承いただいた上で、町長に出席していただいて、手渡して頂くという流れで一番下の方に、お示ししておりますので、よろしくお願いいたします。 11月18日につきましては月曜日ですけれども、午前10時から、今回は午前中になります。場所は同じくこの401会議室を一応予定はしているんですけども、ちょっと選挙がどうなるのか、国の方ですね衆議院の選挙がどうなるかわかりませんので、もしかしたら場所が隣の三原文化会館になる可能性もありますので、その時は事前にご連絡をさせていただきます。(繰り返しとなりますが)最終答申につきましては、改めてご確認頂いてから町長にお渡しする流れですので、よろしくお願いいたします。
松岡委員	すみません。「委員からの意見聴取」って書いてありますけど、あれはこういうふうな形で閲覧ができるんですかね。意見聴取を求めるわけですよ。
内山副課長	はい。案ができた段階で書面なりメールなりでお渡しをして、「これに異論ないか、ご意見は？」というような形でお伺いするのを、18日までに作ったものを21日にはお手元に届くようなスケジュールを考えていて、11月1日までに何かしらの意見をいただけたらということのやりとりを、今度11月5日から14日の間で「ご意見があったのでこのように変えますよ」というのをまた、1週間程度見れるっていうようなかたちで、書面もしくはメールとかでさせていただきたいと思いますので、もしメールを教えてくださいただけたら皆さんの方にすぐに送れるので、メールができないところ

	については郵便物とかでお渡ししたいと思ってますので、お願いします。 (松岡委員:ありがとうございます。)
笠本課長	はい。他は何かよろしいでしょうか。(特になし) はい。それでは長時間にわたり御審議頂きありがとうございました。これもちまして令和6年度第3回の環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。